

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区分	免税軽油使用者数等	数量
法第144条の5 関係	輸 出 3 課 税 75 小 計 78	146 76,901 77,047
法第144条の6 関係	化 学 工 業 石 油 製 品 製 造 業 -	- -
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶 968 航 路 標 識 等 4 鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両 4 農 業 等 9,191 林 業 等 56 陶 磁 器 製 造 業 - セ メ ン ト 製 品 製 造 業 25 生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業 4 電 気 供 給 業 2 地 熱 資 源 開 発 事 業 - 鉦 物 の 掘 採 事 業 101 と び ・ 土 工 工 事 業 16 鉦 さ い バ ラ ス 製 造 業 1 港 湾 運 送 業 9 倉 庫 業 16 貨 物 利 用 運 送 事 業 3 鉄 道 貨 物 積 卸 業 - 航 空 運 送 サ ー ビ ス 業 4 廃 棄 物 処 理 事 業 12 木 材 加 工 業 38 木 材 市 場 業 3 バ ー ク た い 肥 製 造 業 5 索 道 事 業 8	10,128 252 4,816 7,590 2,083 - 420 38 3,709 - 20,355 1,149 187 1,330 215 47 - 185 510 1,194 16 447 243
	小 計 ②	54,914
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ③	1	4
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 ④	-	-
合 計 (①+②+③+④)	10,549	131,965

(注)

- 「林業等」には、素材生産業を含む。
- 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成27年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成27年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	18
11	6	9	7	8	210
11	6	9	7	8	228
9,060,435	31,598,342	47,190,142	8,822,877	26,541,786	1,849,951,308
1,574,199	8,395,664	16,540,613	3,258,657	3,642,705	963,129,671
7,486,236	23,202,678	30,649,529	5,564,220	22,899,081	886,821,637
134,169	10,772	195,058	119,318	115,869	1,131,538
7,620,405	23,213,450	30,844,587	5,683,538	23,014,950	887,953,175
244,615	745,152	990,111	182,441	738,780	28,503,296